

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課: 環境事業課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	令和8年度粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」事業
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、粗大ごみ等の戸別収集、手数料の徴収及び保管場所までの運搬といった軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	令和8年度粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」事業
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	1回の依頼につき金19,851円(税込) (1日に2回依頼する場合は、金39,702円)
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度		担当課：環境事業課	
契約の見通しに関する公表事項		公表日(令和8年3月31日)	
物品又は役務の名称及び数量		まちかど環境美化推進委託	
契約を締結する時期		令和8年4月1日	
契約の相手方の選定基準		本業務は、散乱したごみの収集及び環境巡視の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能であるものに委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高齢者の福祉の増進が図れること。	
契約の相手方の決定方法		地方自治法第234条の規定による随意契約	
その他			
契約の締結状況		公表日(令和8年5月30日)	
物品又は役務の名称及び数量		まちかど環境美化推進委託	
契約を締結した日		令和8年4月1日	
契約の相手方の氏名及び住所		公益社団法人 光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号	
契約金額		年額2, 571, 920円(消費税及び地方消費税を含む。)	
契約の履行期日又は履行期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
契約の相手方を決定した理由		政策の目的が達成されると判断されるため。	
その他			

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度	担当課：環境事業課
契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	新聞・雑誌・段ボールの分別処理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、古紙類の分別・選別の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が障害者にも十分履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	新聞・雑誌・段ボールの分別処理業務
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	社会福祉法人 大和福祉会 大和あけぼの園 園長 井上 幸三 光市大字束荷21番地2
契約金額	6.7円(税別)/kg
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課：生活安全課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光駅南口駐輪場環境整備業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、駐輪場環境整備の軽作業である。本業務の実施にあたっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	光駅南口駐輪場環境整備業務
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人 光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央5丁目12番1号
契約金額	金1,358,035円(うち消費税及び地方消費税の額123,458円)
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 地域づくり推進課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市地域づくり支援センター管理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、職員不在時におけるセンターの受付業務や施設の点検等の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	光市地域づくり支援センター管理業務
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人 光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金3, 163, 148円(うち消費税及び地方消費税の額287, 559円)
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 地域づくり推進課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	コミュニティセンター管理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、職員不在時におけるコミュニティセンターの施錠や点検、見回りなどを委託するものであり、比較的軽易な業務である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	コミュニティセンター管理業務
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人 光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	(1施設当たり)施錠・見回り等日額1,898円(税込) (1施設当たり)開錠日額1,265円(税込)
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課：福祉総務課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市総合福祉センター施設管理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、光市総合福祉センターの時間外の施設管理である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	光市総合福祉センター施設管理業務
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金7,011,146円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 文化・社会教育課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	放課後児童クラブ(サンホーム)支援員支援業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、保育支援の派遣業務である。本業務の実施に当たっては、世代間交流の促進や子育て経験者が適していることに加え、高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合に委託することで、高年齢者の就業の機会を確保することにより、雇用の安定促進に寄与し、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	放課後児童クラブ(サンホーム)支援員支援業務
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会 会長 小野 雅弘 山口市糸米二丁目13番35号
契約金額	1,303円(税込)／時
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 文化・社会教育課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	伊藤公記念公園清掃業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、便所清掃や公園の草引き等の軽作業である。本業務の実施にあたっては、業務内容が障害者にも十分に履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	伊藤公記念公園清掃業務
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	社会福祉法人大和福祉会 岩田あけぼの園 園長 井上 幸三 光市大字岩田157番地1
契約金額	金1,036,200円(うち消費税及び地方消費税の額94,200円)
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 文化・社会教育課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市野外活動センター施設管理業務及び使用料収納事務委託
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、野外活動センターの施設管理や使用料収納事務の比較的軽易なものである。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能であるものに委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和8年5月30日)
物品又は役務の名称及び数量	光市野外活動センター施設管理業務及び使用料収納事務委託
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人 光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	日中管理9,660円(税込)/日、準夜間管理4,830円(税込)/円、夜間管理7,820円(税込)/日
契約の履行期日又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	